

韓国における協同組合基本法制定以後の 協同組合発展に対する中間点検 —法・制度的側面から—^{1, 2}

明知大学大学院 法学科 教授 ソン 宋 ジェ 宰 イル 駟 (著)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 まつ もと たけ のり
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員 松 本 武 祝 (訳)

アブストラクト

2022年は韓国の協同組合基本法制定10周年に当たる。協同組合基本法の立法評価を行って、今後の協同組合法制の進むべき方向を模索することが必要である。協同組合基本法が2012年に制定された以後、韓国では「協同組合2.0」と比喻されるほどに肯定的な変化が増えた。社会的連帯や共同善を追求する多くの関連法令が制定され、協同組合や社会的経済は暮らしの水準を高めている。協同組合基本法は韓国の協同組合の姿を様々に変化させており、科学史におけるパラダイムの転換に匹敵する。

これまで数回の改正を通じて、その規範的効力や現実に適用される姿も次第に改善されてきた。ところが、いまだ韓国の協同組合法制の下では様々な関連問題があり、法令の整備及び改善が必要である。例えば、基本法協同組合と個別法協同組合を統一的に認識できないという問題点がある。また、法人の性格における営利と非営利に関する混乱、組合員取引と非組合員取引（員外取引）に対する認識の限界、独占規制法の適用除外、協同組合会計の独自性や積立金の特性をより考慮した再構成の必要性などの問題が挙げられる。法制度の改善においては、どのような観点から見るべきかということも重要である。海外の事例も見なければならぬが、社会経済システムは国ごとに異なっているので、韓国の類似事例を調べることを通じて実務において円滑に作動する韓国固有の協同組合法制度を構築することが肝要となる。また、未来社会の協同組合を展望し、持続可能性を担保することも必要である。

将来、協同組合が一層発達し、国家社会経済全体で順機能を極大化するためには、組合員の事業利用を図り、法人として活動するために必要な法制度と税制を整備することが核心的課題といえるだろう。

(キーワード) 協同組合 協同組合基本法 立法評価 協同組合法制

目次

訳者解題	Ⅲ. 協同組合基本法の成果と法的争点
I. はじめに	Ⅳ. 結び
Ⅱ. 協同組合基本法の沿革と立法評価	

1 [訳者注] この論文の原題は、송재일 「협동조합기본법 제정 이후 협동조합 발전에 대한 중간점검—법·제도적 측면에서—」 『한국협동조합연구 (韓国協同組合研究)』 第39巻第2号、2021年8月、である。翻訳を許可して下さった宋宰駟先生および「韓国協同組合研究」誌編集委員会に対してお礼を申し上げたい。宋宰駟先生には、翻訳に際して不明な点についてご教示いただいた。なお、以下では、訳者による注は、脚注冒頭に「訳者注」と表記する。簡略な訳者注については、本文中に「」を付して記述する。

2 この論文は2021年5月13日、iCOOP研究所で開催された協同組合制度改善フォーラムで発表した文章を大幅に修正・補完して発展させたものです。貴重な助言を惜しまなかった当時の複数のパネル参加者、そして匿名の審査員に深い感謝を申し上げます。

訳者解題

2012年に、韓国において「協同組合基本法」が制定された。この論文は、それ以降10年の間で数次にわたって実施されてきた条文改正の内容に着目し、その法的な効果と課題を分析している。

それら条文改正事項の中には、協同組合の員外利用や独占規制法適用除外にかかわるものも含まれており、この論文においても分析がなされている。日本国内においては、これらの論点は、2000年代以降のいわゆる「規制改革」をめぐる議論のなかで、とくに農業協同組合に関して争点となってきた（両角和夫2017、173-197頁）。日本において、協同組合は農協法や生協法といった個別法にもとづいて設立・運営されており、韓国「協同組合基本法」に相当する法律は制定されていない。こうした法体系の相違はあるものの、日本の協同組合が直面する課題を考えるうえでも、本論文での分析の視点や手法が参考になると考える。

以下では、韓国「協同組合基本法」及びそれと関連する政策や法令の成立過程を、「社会的経済」という観点に着目しつつ紹介する。韓国における社会政策・福祉政策をめぐる全般的な状況を踏まえながら、協同組合にかかわる運動や政策立案の動向を論じることもあって、解題に代えることとする。

1) 「社会的経済」の再発見

ヨーロッパは、「社会的経済」に関わる実践や政策の中心地としての役割を果たしてきた。そのヨーロッパにおいては、「社会的経

済」に取り組む団体が、自らの活動を定義することを試みてきた。たとえば、1970年にフランスで設立された「共済組合・協同組合・アソシアシオンの活動についての全国連絡委員会」(CNLAMCA : Comité National de Liaison des Activités Mutualistes, Coopératives et Associatives) は、1980年に作成した社会的経済憲章 Charte de l'Économie socialeにおいて、「社会的経済」を、①公共部門に属さず、②平等な権利と義務を持つメンバーと共に民主的に運営し、③特定の所有権と利益の分配体制を実践し、④剰余金を組織の拡大とメンバーと社会へのサービスのために用いる組織の集合体として定義している。あるいは、ベルギーでは、「ワロン社会経済評議会」(CWES : Conseil Wallon de l'Économie Sociale) の1990年報告書において、「社会的経済」セクターを次の4つの特徴を共有する民間組織で構成される経済の一分野であると定義している。すなわち、①目的はメンバーまたはコミュニティに奉仕することであり、利益を上げることではない、②自律的な管理、③民主的な意思決定プロセス、④所得の分配に関する資本よりも個人と労働の優位性、の4点である（以上、Monzón & Chaves, 2012 : p.19）。そして、1991年にイタリアにおいて「社会的協同組合」が法的に認定されたのを嚆矢として、ベルギー（1995年）、ポルトガル（1998年）、スペイン（1999年）、フランス（2000年）、ポーランド（2006年）での法整備がなされた（チャン・ジョンイク2019、40頁）。さらに、2008年世界金融危機を契機として、ベルギー・ワロン地方（2008年）、スペイン（2011年）、

ギリシャ（2011年）、ポルトガル（2013年）、フランス（2014年）などヨーロッパのいくつかの政府は、「社会的経済」の活動を促すための法律を制定している（チャン・ジョンイク2019、36・40頁）。

ところで、こうしたヨーロッパにおける「社会的経済」の歴史的起源は、18世紀末にさかのぼる。すなわち、資本主義経済の成立にともなって出現した社会的に脆弱な階層による自助組織がそれである（Monzón & Chaves, 2012： p.13）。とくに、19世紀半ば以降、消費者協同組合（イギリス）、農民協同組合（デンマーク）、信用協同組合（ドイツ）、労働者協同組合（フランス）など、協同組合の成功モデルが出現して、他地域にも広く普及していった（チャン・ジョンイク2019、38頁）。

第二次世界大戦後には、いわゆる「先進資本主義国」では、福祉国家体制の下で高度経済成長を達成させてゆく。そこでは、市場の失敗に対処するためのマクロ経済政策と所得分配政策を核心とするケインズ主義政策の下で、政府と雇用主（企業）団体および労働組合が主要なアクターとしての役割を果たすことになった（Monzón & Chaves, 2012： p.17、チャン・ジョンイク2019、39頁）。「社会的経済」は社会問題の解決者としての役割を相対的に縮小させていった（カン・ミンス＝ユン・モリン2021、130頁）。

ところが、1970年代後半のオイルショックを契機としたスタグフレーションの発生によって、1980年代以降福祉国家モデルは危機に直面し、それに代わって、新自由主義モデルが登場した。他方でヨーロッパにおいては、

大量の長期失業者の発生、社会的排除、農村及び衰退都市部における福祉問題、あるいは持続可能な成長など、資本主義セクターにおいても公的セクターにおいても対応が不可能な課題が浮上してきた（Monzón & Chaves, 2012： p.17）。そして、市民自らが自発的に互恵的な方式でこれらの課題を解決しようとする活動の重要性が、「社会的経済」として再発見されてゆくことになった（カン・ミンス＝ユン・モリン2021、130頁）。

2) 「後発福祉国家」としての韓国

韓国において「社会的経済」を政策上の課題として浮上させた直接的な契機は、1997年に始まるIMF危機であった。IMF危機への対応過程で導入を余儀なくされた新自由主義的政策の結果として、失業問題が深刻化した。それへの対応策として、「社会的経済」の役割が政策的にも実践的にも重要視されていった。この点で、1980年代以降の新自由主義モデルがもたらした社会的弊害への対応策として「社会的経済」の役割が再発見されていったヨーロッパとのあいだに同時代性を見出すことができよう。

ただし、韓国における「社会的経済」の取り組みには、それに固有の歴史的な文脈が存在する。韓国は、周知のように、1960年代から1980年代にかけて、工業化を原動力として急速な経済成長を経験している。経済成長を追求した歴代政権は、「先成長・後分配」路線を採って、急速な資本蓄積を促すことを通じて失業・貧困問題を解決しようとした。実際に、経済成長の過程で、失業・貧困問題は顕在化することはなかった。それらの問題が

発生しなかったわけではなかったが、軍事独裁政権の抑圧的な統治のもとで社会問題として浮上することはなかった（金成垣2012、38頁）。「先進資本主義国」においては、福祉国家体制の下で、雇用保障政策と社会保障政策が実施されたのとは対照的に、同時代の韓国においては、それらの政策が本格的に実施されることはなかった。

韓国において、雇用保障政策と社会保障政策が体系的に導入されるのは、IMF危機以降である。金成垣氏が「後発福祉国家」と名付けたように（金成垣2012）、韓国は、「先進資本主義国」が戦後に成立させてきた福祉国家体制を経験することなしに、20世紀末に至って初めて福祉国家としての体制構築に取り掛かることになったのである。

ところで、「先進資本主義国」における福祉国家体制は、製造業を中心とする工業化時代という産業構造上の特徴を前提に成立していた。先に述べたように、政府と雇用主（企業）団体および労働組合が主要なアクターとして位置づけられていたことは、こうした産業構造と密接にかかわっている。それに対して、韓国が「後発福祉国家」として、福祉国家としての体制を構築し始めたのは、脱工業化・サービス産業化という産業構造の大きな変化を、「先進資本主義国」とともに被りつつあった時期に該当する。韓国は、そうした変化を前提に、福祉国家体制を新たに構築してゆくことを迫られていったのである。

実際、IMF危機以降、保健福祉、環境、文化・教育などの社会サービス分野で雇用を創出拡大していくことを目標とする「社会的働き口創出事業」が韓国の雇用保障政策におけ

る核心的な事業として位置づけられてゆく（金垣成2012、43-44頁。金垣成論文では「社会的雇用事業」と訳されている）。そして、こうした「社会的働き口」の受け皿として「社会的経済」が重視されてゆくことになる。韓国の「社会的経済」のこうした活動領域は、社会サービスやコミュニティ・ケアといった社会財やメリット財の提供に携わる分野を主要な活動領域とするヨーロッパの「社会的経済」と通底しているといえる（ヨーロッパ「社会的経済」の活動領域については、Monzón & Chaves, 2012: p.18を参照）。

1980年代の民主化闘争の時代を経て、1990年代以降韓国においては、政治と市場の民主化を課題とする市民運動が広く展開していった。これらの市民運動は、中央・地方政府の政策立案過程にも参与していった。それと同時に、失業・格差拡大問題、医療問題、環境問題などに実践的に取り組む協同組合や非営利団体が数多く登場してきた。こうした市民運動の広がりを受けるかたちで、韓国政府は「社会的経済」を重視する政策を打ち出していったのである。

3) 韓国における「社会的経済」関連政策

「社会的企業育成法」（2007年制定：後述）にもとづいて2010年に設立された韓国社会的企業振興院は、「4大社会的経済企業」として、下の表に示した4種類の組織（企業・協同組合）を挙げている。それぞれの組織に関する歴史的経緯および組織としての特徴を、それぞれ簡潔に紹介してゆく。

(表1) 韓国の4大社会的経済企業

名称	根拠法令 (制定年次)	所管部処	企業数 ('21年)
自活企業	国民基礎生活保障法 (2012年)	保健福祉部	997
社会的企業	社会的企業育成法 (2007年)	雇用労働部	3,215
マウル企業	マウル企業育成事業施行指針 (2011年)	行政安全部	1,697
協同組合	協同組合基本法 (2012年)	企画財政部	22,132
企業数合計			28,041

(出典) 韓国社会的企業振興院ウェブサイト
(https://www.socialenterprise.or.kr/social/econ/concept.do?m_cd=E021)

(1) 自活企業

1961年に制定された「生活保護法」は、老人、児童、妊産婦、障がい者など、「勤労能力の喪失によって生活維持の能力のない者」を保護の対象として定めていた（第1条）。他方で、勤労能力のある困窮者に対する対策は、法的根拠のないままに行政措置として実施されていった（金早雪2020、3 - 4頁）。1982年の生活保護法全面改正に際して、第1条は「生活維持の能力がないか生活が困難な者に必要な保護を行ってそれらの最低生活を保障し、自活を助成する」という文言に変更されている。さらに、保護の種類のひとつとして「自活保護」が掲げられ（第7条）、保護対象者に対する金品の支給・貸与、技能習得支援、就業斡旋などを実施することが定められた（第11条）。

他方で、1980年代には、都市再開発事業に対する都市貧民の抵抗を契機として貧民運動が活発化していった。1990年代には、それらの運動のなかから、貧困層集住地域住民への働き口提供を目的とする「生産協同組合」が生まれた。1996年には、それまで対立してきた政府と貧民運動団体とが歩み寄ることで「自活支援センター」というプロジェクトが立ち上げられた。また、1997年の生活保護法

改正に際しては、同法保護対象者らが相互協力して設立・運営する「自立共同体」および保護対象者などの自活促進事業を行う非営利機関（「自活後見機関」）に関する規定を定めている（五石敬路2005、106 - 107頁）。

その後、前述のように、IMF危機を受けて、1999年には生活保護法を大幅改正して「国民基礎生活保障法」が制定された。同法第1条は、「生活が困難な者に必要な給与を行ってそれらに最低生活を保障して自活を助成することを目的とする」と述べており、生活保護法に見られた「生活能力」に関する要件は削除されている。勤労能力を持たない者に対する生活保障にくわえて、勤労能力を有する者に対する雇用政策を公的扶助政策の対象とするという理念が明示されたということが出来る（金成垣2012、38 - 39頁）。そして、「給与」の種類の一つとして「自活給与」が掲げられ（第7条）、受給者の自活を助成するための施策として、金品の支給・貸与、技能習得の支援および就業斡旋等の情報提供に加えて、公共勤労など自活のための勤労機会の提供、自活に必要な施設・装備の貸与が規定されている（第15条）。

「国民基礎生活保障法」には、生活保護法における「自活共同体」「自活後見機関」の

規定はそのまま引き継がれた。2006年の同法改定において「自活後見機関」に代えて「地域自活センター」が規定され、基礎自治体ごとに民間委託の「地域自活センター」が設置されていった。「自活後見機関」やその後の「地域自活センター」の母体となった団体や活動家の多くが、貧民運動を歴史的なバックグラウンドとしている。2012年「国民基礎生活保障法」改正に際して、それまでの「自活共同体」に代えて設けられたのが「自活企業」という組織である。

(2) 社会的企業

IMF危機に起因する失業問題に対して、韓国政府は臨時的な失業対策事業を実施した。その効果もあって、IMF危機後の各種経済指標は急速に好転していったが、雇用情勢の長期的趨勢としていわゆる「雇用なき成長」が指摘されるようになる。2004年には「雇用創出総合対策」が開始されている。それに先立って2003年下半期に開始されていた「社会的働き口創出事業」が、その核心的事業として位置づけられてゆく。2004年度版「労働白書」における下記の説明は、「社会的働き口創出事業」の背景及び事業内容の特徴を明瞭に示している（金成垣2012、44頁）。

…わが国の潜在成長率は持続的な減少傾向にあり、IT技術の発達、産業構造の変化および企業の常時的構造調整などによって企業の雇用創出力は急速に減少している。他方では、現代社会の急速な高齢化と女性の経済活動参加増加によって老人福祉・看護、保育・託児などのサービスに対する需

要が急増しており、こうした社会サービス分野は製造業よりも雇用吸収力がきわめて高いにもかかわらず、わが国ではこの分野の雇用が先進国よりきわめて低い状況にある。

そこで、2003年度下半期から、民間市場（第2セクター）と公共部門（第1セクター）で創出できない社会的サービス分野の働き口を非営利団体（第3セクター）において産出するようにして、就業脆弱階層などに提供する積極的な雇用政策として「社会的働き口創出事業」を施行して、長期的にはヨーロッパをモデルとする「社会的企業 social enterprise」を育成して持続的に働き口を創出する方策を講じている（労働部2004、141頁）。

「民間市場（第2セクター）と公共部門（第1セクター）で創出できない社会的サービス分野での働き口を非営利団体（第3セクター）において産出するようにして、就業脆弱階層などに提供する積極的な雇用政策」の担い手として「社会的企業」を育成するというこの事業の課題は、2007年「社会的企業育成法」として法制化されるに至る。同法は、その目的を、「社会的企業を支援して、我々の社会において十分に供給できていない社会サービスを拡充し、新たな働き口を創出することによって社会統合と国民の生活の質向上に寄与する」としている（第1条）。そして、「社会的企業」を「脆弱階層に社会サービスあるいは働き口を提供して地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しつつ、財貨及びサービスの生産・販売などの営業活動を遂行する企業」と定義する（第2条第2項）。

社会的企業を運用しようとするものは労働部長官の認証を得なければならない（第7条）。ここでの「脆弱階層」は「自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することが困難である階層」と定義される（第2条第2項）。2010年の同法改正時には、「労働市場において通常の条件で就業が特に困難である階層」という定義が付け加えられている（第2条第2項）。

（3）マウル企業

マウル企業育成事業は、2010年に行政安全部のパイロット事業として実施され、2011年からは「マウル企業育成施行指針」に基づく公式事業として実施されている。この「施行指針」には、「…住民主導の内実ある経営を通じて地域問題と課題の解決を誘導し、地域実情を最もよく知っている自治団体中心に地域ガバナンスに基づく地域特性に合った事業を育成できるように事業パラダイムの転換」を図ることを課題として事業を推進することが唱えられている。マウル企業に関して、2013年制定の「都市再生活活性化および支援に関する特別法」第2条第1項9号は、「地域住民または団体が該当地域の人力、郷土、文化、自然資源など各種資源を活用して生活環境を改善して地域共同体を活性化して所得および働き口を算出するために運用する企業をいう」と規定している（イ・ジュンホ2015、17-18頁）。

このように、マウル企業に関しては、地域住民主導で地域資源を活用することを通じて、地域住民の所得向上と就業機会増大を図る、いわゆるコミュニティ・ビジネス組織として位置づけられている点が、他の「社会的経済」組織と比較した際の特徴となっている。

（4）協同組合

1957年に「農業協同組合法」の制定を嚆矢として1999年「消費者生活協同組合法」に至るまで、協同組合に関する8つの個別法が制定され、それに基づいて、8種類の生産者・消費者協同組合が設立されてきた（後掲の本文表2を参照）。1961年朴正熙政権下で「農業協同組合法」が改定されてのち、政府主導によって農協による農民組織化が進展していったことに代表されるように、これら個別法を根拠とする協同組合は官製的な傾向が強かった。ただし、1972年「信用協同組合法」制定の前提には、1960年代の民間レベルでの貯蓄奨励を課題とする信用組合運動があった（具丁玉2021）。また、1999年「消費者生活協同組合法」に関しても、法律制定に先行して、市民団体による生協運動が活発化していた。すなわち、80年代半ばには、農産物市場開放政策の進展にともなって輸入農産物の安全性に対する消費者の懸念が高まり、国内有機農業生産者と直接取引を行う生協活動が開始されている。そして、80年代後半には、民主化運動が進展するとともに生協運動も拡充していった。そして、生協法制定を求める市民運動が展開され、1999年に上記法律が制定されるに至ったのである（チョン・ウンミ2006）。

さらに、IMF危機後を契機とする「社会的経済」組織に関する認識の高まりとともに、協同組合の役割が見直されて、その自由な設立を求める主張が強まっていった。特に、個別法の対象外であるために、法制上、個人事業者や株式会社の形態をとることを余儀なくされていた社会サービス分野での協同組合運営者のあいだで、新たな法律制定の機運が強

まった。他方で、2008年世界金融危機を経て、世界的にも協同組合への関心が高まり、2009年の国連総会で2012年を「国際協同組合年」と指定する決議案が採択されている。こうした国内・外の動向を受けて、2010年以降、国会において「協同組合基本法」に関する議論が行われ、2012年に制定されるに至っている（金應圭2012、56頁）。

「協同組合基本法」は、協同組合を「財貨または用役の購買・生産・販売・提供などを共同で営為することによって、組合員の權益を向上し地域社会に貢献しようとする事業組織」と定義している（第2条第1項）。そして、5人以上の組合員資格者が発起人となって市・道知事に届け出ることによってさまざまな分野での協同組合を設立することが可能となった（第15条）。個別法にもとづいて協同組合を設立しようとする場合、活動分野および出資金額・組合員数の下限に関して厳しい規制があるのとは対照的である。また、主務官庁による認可の必要がなく、市・道知事への届出だけで協同組合が設立できることも、従来の個別法との大きな相違点となっている。

そして、同法では、非営利法人である社会的協同組合に関する規定を設けて、特に、「社会的経済」の領域を担う組織としての役割を与えているのが特徴的である。社会的協同組合は、「地域住民の權益・福利増進と関連した事業を遂行したり、脆弱階層に対して社会サービスあるいは働き口を提供したりするなど、営利を目的としない協同組合」と定義され（第2条第3項）、企画財政部長官の認可によって設立されることが規定されている

（第85条）。

「社会的経済」組織の中にあつて、協同組合は、その準拠法整備が最後発となったものの、他の「社会的経済」組織に比べて、その設立は順調に進展している。すなわち、前掲の表に示したように2021年時点での「社会的経済企業」総数は28,041であったが、そのうちの8割弱にあたる22,132が協同組合である。なお、2021年3月時点では、協同組合数は20,166であり、そのうち、17,266が（一般）協同組合、2,794が社会的協同組合、106が協同組合連合会であった（イ・サンユンほか2022、44-45頁）。協同組合に占める社会的協同組合の比率は14%と小さいものの、他の「社会的経済企業」と比較すると（前掲表参照）、「社会的企業」に匹敵する組織数になっていることがわかる。

< 訳者解題参考文献 >

- ・ Monzón, J. & Chaves, R. (2012) , *The Social Economy in the European Union*, European Economic and Social Committee, Brussels.
- ・ 이상윤·윤길순·이선희·박상선 (イ・サンユン=ユン・キルスン=イ・ソンヒ=パク・サンソン) 2022 「문재인 정부의 사회적경제 정책 연구: 사회적경제 생태계 관점에서 (文在寅政府の社会的経済政策研究: 社会的経済生態系の観点から)」 『한국협동조합연구 (韓国協同組合研究)』 第40巻第1号
- ・ 이준호 (イ・ジュンホ) 2015 「마을기업 육성 관련 법제 분석 (マウル企業育成関連法制分析)」 한국법제연구원 (韓国法制研究院)
- ・ 강민수·윤모린 (カン・ミンス=ユン・モリン) 2021 「한국 사회적경제기본법 (안) 쟁점 연구 (韓国社会的経済基本法 (案) 争点研究)」 『시민사회와 NGO (市民社会とNGO)』 第19巻第1号
- ・ 金應圭2012 「韓国の協同組合基本法制定とその意味」 『農林金融』 2012年4月号
- ・ 金早雪2020 「韓国の勤労貧困対策としての雇用・福祉連携施策-歴史的経緯と現代的意義」 『信州大学経済法論集』 第8号
- ・ 金成垣2012 「後発福祉国家における雇用保障政策-韓国

- の選択』『社会科学研究』第63巻第5・6号
- ・具丁玉2021「政府主導経済開発期（1960～1981）における韓国信組モデルの形成と定着」『共済総合研究』第82号（李相旭・松本武祝訳）
- ・五石敬路2005「自活支援事業改革の動向と就業貧困層」奥田聡編『経済危機後の韓国：成熟期に向けての経済・社会的課題－研究会中間成果報告－』アジア経済研究所
- ・장종익（チャン・ジョンイク）2019「사회적경제 개념에 관한 고찰：비영리섹터 개념과의 비교를 중심으로（社会的経済概念に関する考察：非営利セクター概念との比較を中心に）」『사회적가치와 기업연구（社会的価値と企業研究）』第12巻第3号
- ・정은미（ジョン・ウンミ）2006「한국 생활협동조합의 특성（韓国生活協同組合の特性）」『농촌경제（農村経済）』第29巻第3号
- ・노동부（労働部）2004『2004년판 노동백서（2004年版労働白書）』
- ・両角和夫2017「『農協改革』をめぐる政府の検討と農協系統組織の対応－「自己改革」では何が課題となるか』日本農業研究所研究報告『農業研究』第30号

I. はじめに

来年〔訳者注：2022年。この論文は2021年に執筆されている〕は、協同組合基本法制定10周年を控えており、協同組合基本法の立法評価³を行い、今後の協同組合法制の進む方向を模索することが必要な時点である。協同組合基本法が2012年に制定されて以来、韓国では‘協同組合2.0’⁴と比喩されるほどに肯定的な変化が増えている（太字や下線は、強調のため著者が任意に表示する、以下同じ）。

社会的連帯や共同善を追求する多くの関連法令が制定され、協同組合と社会的経済は暮らしの水準を高めてくれている。協同組合基本法は韓国の協同組合の姿をさまざまに変化させたものであり、トーマス・サミュエル・クーン（Thomas Kuhn）の科学革命史（*The Structure of Scientific Revolutions*）に出てくる‘パラダイムの転換（paradigm shift, radical theory change）’に匹敵する。

協同組合基本法によって、今や、社会的連帯や共同善を追求することがぎこちないものとして、あるいは、異常なものとしては見られなくなった。8つの個別協同組合法に加えて協同組合基本法が制定・施行されたことで協同組合法制が豊かになり、2012年前後に実際に多くの関連法令が制定・施行され、いわゆる‘協同組合と社会的経済関連法体系’を統合的に形成している。また、協同組合に参加したり関係したりする人々が、地域あるいは全国レベルで社会的経済を形成しており、これにより、2012年以前には経験したことのない現象が現れて、実際に市民の暮らしの水準まで高めてくれている。2018年現在、14,526の基本法協同組合が設立され、次第に増加する趨勢にある⁴。

3 〔訳者注〕立法評価は、法規をその評価の直接的な対象として、立法の制定者、制定過程、様々な領域への影響に対する評価および評価結果のフィードバックを通じて、「より良い法律」を生み出す一連の過程として定義することができる（강현철（カン・ヒョンチョル）「입법평가 제도화에 관한 소고（立法評価制度化に関する小考）」『법제（法制）』2009年9月号、3頁）。韓国では、1998年に「行政規制基本法」を制定して、英米法系国家における「規制影響力評価制度Regulatory Impact Analysis, Regulatory Impact Assessment」をふまえた「規制影響分析制度」を実施して来ている。他方で、ドイツなど大陸法系国家において取り組まれている「法律の影響評価Gesetzesfolgenabschätzung」に関する研究が2000年以降に進展しており、この用語に対して「立法評価」という訳語が用いられている（以上、김수용（キム・スヨン）「입법평가의 개념과 제도화 방안（立法評価の概念と制度化方案）」『입법평가연구（立法評価研究）』第1号、2009年、8頁、を参照）。

4 協同組合基本法にもとづく協同組合の現状については、企画財政部の第18回協同組合政策審議委員会のための第4次協同組合実態調査結果および第3次協同組合基本計画報道資料を参照した。これによれば、2018年末申告・認可基準で14,526の協同組合が設立され、一般協同組合は13,267（91.3%）、社会的協同組合は1,185（8.2%）、連合会は74（0.5%）となっている。一般協同組合は事業者協同組合〔訳者注：個人事業者や小規模法人事業者による協同組合。生産者協同組合とも呼ばれる。〕9,767（73.6%）、多重利害関係者協同組合〔訳者注：2つの分野以上の組合員によって構成される協同組合。マルチ・ステークホルダー型協同組合〕2,532（19.1%）、職員協同組合〔訳者注：職員によって所有・管理される協同組合。労働者協同組合とも呼ばれる〕536（4.0%）などによって構成される（出典：https://www.coop.go.kr/COOP/bbs/pressReleaseDetail.do（2021. 7. 21閲覧））。

協同組合は、ロッチデール協同組合（The Rochdale Society of Equitable Pioneers, 1844）以来、市場における独占・寡占を牽制し、社会的・経済的弱者が民主的意思決定と協同に基づいた事業方式を有する事業体を所有、運営、管理することにより、組合員の経済的・社会的・文化的ニーズを充足させることを目的とし、一般的な株式会社のように営利追求を究極的な目的としていない。組合員のニーズを満たすという方式は、一般企業と異なる協同組合だけの独特の性格であり、組合員が協同組合の事業を利用することにより、組合員の目的と協同組合の目的を同時に達成させることになる。すなわち利用者としての組合員が中心にあり、‘利用者が所有する企業（Patron-owned firms, POF）’形態に該当する。

そのため、韓国で協同組合が一層発達して国家社会経済全体に対する順機能を極大化させるためには、組合員の事業利用を図り、法人として活動するために必要な法制度と税制を整備することが核心的な課題といえるであろう。以下では、協同組合基本法の立法評価を、まず年代記順に見て（第Ⅱ章）、争点を検討した後に（第Ⅲ章）、論文を結ぶことにする（第Ⅳ章）。

Ⅱ. 協同組合基本法の沿革と立法評価

1. 協同組合基本法の制定⁵

1) 制定理由

協同組合基本法は、2012年年初に国会を通過し年末から施行された。政府の立法資料⁶

を用いて調べてみると、その制定理由は次のようになる。協同組合基本法の制定理由は、「新しい経済社会発展の代案として認識されている協同組合を活性化するために、(1)「農業協同組合法」など既存の8つの個別法体制に包括されていない場合、あるいは、商法による会社設立が困難な場合、生産者または消費者中心の「協同組合」を設立して経済的活動が可能となるようにし、(2)脆弱階層に対する社会サービスまたは働き口の提供、地域社会貢献活動などを主に遂行する「社会的協同組合」を別途導入し、(3)協同組合等の設立・運営に関する基本的な事項を定めることで、自主・自立・自治的な協同組合の活動を促進し、社会統合と国民経済の均衡ある発展に寄与しようとすること」にある。

2) 主要内容

- あ. 協同組合は組合員の権益を向上させ、地域社会に貢献するための事業組織であり、経済・社会・文化のすべての分野で設立可能であり、「協同組合」と「協同組合連合会」はそれぞれ法人とし、営利を目的としない「社会的協同組合」と「社会的協同組合連合会」は非営利法人とする（案第2条、第4条及び第5条）。
- い. 協同組合等は組合員等に対する教育・訓練及び情報提供を積極的に行い、他の協同組合等との相互協力増進に努めなければならない（案第7条及び第8条）。
- う. 協同組合等に対して、特定政党を支持・反対したり、特定人物を当選させる

5 [施行2012.12. 1.] [法律第11211号、2012. 1.26.制定]

6 立法評価のための基礎資料に関して、国会議案情報システムを参照した。https://likms.assembly.go.kr/bill/main.do

- ようにしたり、当選させないようにしたりする行為を禁止する（案第9条）。
- え. 企画財政部長官は、関係中央行政機関の長と協議して、協同組合に関する政策を総括し、基本計画を樹立し、3年ごとに協同組合の現状に対する実態調査を実施し、その結果を公表し、国会所管常任委員会に報告する（案第11条）。
- お. 毎年7月第1土曜日を協同組合の日、協同組合の日以前の1週間を協同組合週間とし、国及び地方自治体は、協同組合の日の趣旨に適合する行事等の事業を実施するよう努めなければならない（案第12条）。
- か. 大統領令で定める要件に該当する協同組合等の行為については、「独占規制及び公正取引に関する法律」を適用しないものの、不公正取引行為など一定の取引分野において不当に競争を制限する場合には適用する（案第13条第3項）。
- き. 協同組合を設立しようとする場合には、市・道知事に申告しなければならない、社会的協同組合を設立しようとする場合には企画財政部長官の認可を受けなければならない（案第15条及び第85条）。
- く. 協同組合への加入と脱退の自由を保障し、組合員は出資口数に関係なく1つの議決権および選挙権を持ち、脱退・除名時に持分還付請求権（社会的協同組合の場合は出資金還付請求権）を有するものとし、総会・代議員・理事会・役員・監査等協同組合の機関に関して必要な事項を定める（案第21条から第44条まで及び第89条及び第90条）。
- け. 協同組合の設立目的の達成に必要な事業を自律的に定款に定めるものとし、金融及び保険業は営むことができないものとする（案第45条）。
- こ. 協同組合の剰余金から100分の10以上（社会的協同組合の場合、100分の30以上）を法定積立金として積み立てることとし、積立金等を積み立てた後、利用実績及び納入出資金に対する配当が可能（社会的協同組合の場合は不可能）とする（案第50条、第51条、第97条及び第98条）。
- さ. 協同組合の合併・分割及び解散に関する要件・手続き並びに協同組合の清算手続を規定し、残余財産は定款の定めるところにより処理することとする（案第56条から第59条まで）。
- し. 協同組合の設立、支事務所の設置、移転、変更、合併、解散及び清算等の主要事項を登記することとする（案第61条から第69条まで）。
- す. 協同組合は、設立要件を満たして企画財政部長官に申告することによって協同組合連合会を設立することができる。組合員数、連合会事業参加量等定款で定めるところにより会員の議決権及び選挙権を差等付与し、協同組合連合会の事業は定款で定めるものとし、協同組合連合会の設立、会員、機関、会計、合併・分割・解散・清算及び登記に関して必要な事項は協同組合に関する規定を準用するものとする（以上、案第71条、第72条、75条、第76条、第79条、第80条及び第82条から第84条まで）。
- せ. 社会的協同組合は組合員に対する小額

貸出及び相互扶助をすることができるが、小額貸出は納入出資金総額の3分の2、相互扶助は納入出資金総額の限度内で行うことができる（案第94条）。

3) 検討

協同組合基本法制定の意義については、韓国協同組合学会においていくつかの論文で明らかにしている⁷。制定された協同組合基本法は、対外的には国際連合（UN）が2012年を「国際協同組合年」（United Nations International Year of Cooperatives（IYC）、2012）と定め、加盟国に対して協同組合一般法制定のための立法勧告を行ったことに対応してなされた立法と考えられ⁸、対内的には、協同組合に対する法人格を一般的に付与したことから、個別協同組合に対する特別法が1960年代以降に数多く制定されてきたのに比べればかなり遅れたものの、それでも望ましい立法であったと考えられる。また、主務省庁が企画財政部となって協同組合全般に対する政策を調律することになった点も、政府の意志を垣間見ることができる点で肯定的に評価できる。2007年に制定された社会的企業育成法⁹を考慮して、社会的協同組合が社会的企業として認証を得られるようにしたことも、立法順序が自然ではなかったものの肯定的な面があると思われることができる。

2. 第1次改正¹⁰：2014年一部改正

1) 改正理由と主な内容

2012年制定から2年後に改正が行われた。これは、（1）協同組合連合会等がその名称に国や地方自治体の名称を使用する場合、一般国民にその代表性に誤解や混同を引き起こすことを防止し、（2）協同組合の代議員総会を構成する代議員定数を定め、少数の代議員が事実上決定権を独占する問題を解決し、（3）既存法人が協同組合や社会的協同組合に組織を変更する際に必要な基準や手続き等を定め、組織の変更を容易にする反面、（4）協同組合連合会は、会員の相互扶助のための共済事業ができるようにするなど、現行制度の運営上で現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものであり、そこに、この改正理由を見出すことができる。

2) 主要内容

- あ. 代表性に誤解や混同を引き起こす名称の使用の禁止（第3条第4項・第5項新設、第119条第1項）。
- い. 出資一口金額の均一化（第16条第2項及び第86条第2項新設）
- う. 代議員総会を構成する代議員の定数を代議員選出当時の組合員総数の100分の10以上とするものの、代議員総数が100名を超える場合は100名とすることがで

7 代表的にはキム・ドゥニョン「協同組合基本法制定の意味と課題」『韓国協同組合研究』30（2）、韓国協同組合学会、2012、pp. 1-21。

8 <https://social.un.org/coopsyear/>。国連は、2012年を「協同組合の年」と宣言して、'Cooperative Enterprises Build a Better World（協同組合がより良い世界を作る）'という大テーマを設定した。これは、個人、地域社会、加盟国政府がMillennium Development Goalsのような国際規範を達成する上で協同組合の役割を重要視したものである。特に国連総会決議案（United Nations General Assembly Resolution）A/RES/64/136は、加盟国政府が協同組合の設立と社会経済的發展を支援する法制度づくりにおいて「協同組合の年」（IYC）を活用するように勧告した。

9 社会的企業育成法（略称：社会的企業法）〔施行2007. 7. 1.〕〔法律第8217号、2007. 1. 3.、制定〕

10 〔施行2014. 7. 22.〕〔法律第12272号、2014. 1. 21.、一部改正〕

- きるものとする（第31条第3項新設）。
- え. 協同組合及び社会的協同組合の資本金は、組合員が納入した出資金の総額とするものとし、脱退組合員に対する出資金還付を総会の議決事項として規定することにより、出資金が資本金であることを明確にする（第18条第4項、第29条第1項第8号の2及び第87条第4項新設）。
- お. 組合員数が10人未満の小規模協同組合は理事会を設けないことができるものとする（第32条第5項新設）。
- か. 事業の性格などを勘案して大統領令で定める協同組合は監査を置かないことができるものとする。この場合、総会が監査の職務を遂行するものとして、協同組合と理事との間の訴訟においては代表者を裁判所が選任するものとする（第34条第5項、第42条第5項及び第43条第2項新設）。
- き. 協同組合役職員の国会議員又は地方議会議員の兼職制限（第44条第5項新設）。
- く. 当該会計年度出資金納入総額の3倍になるまで、協同組合は剰余金の100分の10以上を法定積立金として積み立てるものとし、社会的協同組合は剰余金の100分の30以上を積み立てるものとする（第50条第1項及び第97条第1項）。
- け. 協同組合及び社会的協同組合が他の法人等を吸収合併することができるものとする（第56条第6項及び第101条第7項新設）。
- こ. 組織変更時に総会の決議によって法人等が保有している社内留保金を協同組合又は社会的協同組合の積立金とすること

ができるものとし、これらの社内留保金は協同組合解散時に当該組合が所属していた協同組合連合会又は他の協同組合に寄付できるものとする（第59条第2項、第60条の2第4項及び第105条の2第4項新設）。

さ. 協同組合又は社会的協同組合への組織変更規定の新設（第60条の2、第68条の2、第105条の2、第105条の3及び第108条の2新設）。

し. 協同組合連合会は、会員の相互扶助のための共済事業をおこなうことができるものとする。共済事業をおこなうためには企画財政部長官の認可を受けるものとする（第80条の2新設）。

す. 社会的協同組合製品に対する公共機関の優先購買促進規定の新設（第95条の2新設）。

3) 評価

2014年の第1次改正は、制定後の2年間、協同組合の運営において現れた不備を是正し、また不明確な点を明確にしたものであるが、協同組合のアイデンティティと民主的意思決定を明確にした点、運営上の効率性を高めたという点で妥当である。ただし、いくつかの点で過度な規制を新設したようにも見える。

第一に、名称使用において協同組合が地域名を全く使用できないようにしたことは、過度な規制と思われる。名称は法人登記時に商号として登録するものであり、同一名称は容易に照会できるし、同一名称や類似名称使用時には過料などの処罰を受けるためである。

また、必要に応じてソウル、城南のような地域名を使用した方が良い場合もありうる（この点を勘案して、その後、2016年改正では出資金、会員分布等をふまえて地域名を例外的に許容する端緒が追加され、立法改善が行われた）。

第二に、兼職制限規定も、大部分は、公職に関する法律（例：監査院法、金融委員会法、韓国銀行法、地方公務員法等）において、①機関の長や委員、役職員等の政治的中立を維持するための趣旨、②公務を遂行するため営利目的の事業を禁止する趣旨、又は③職務上、利害衝突防止の次元においてよく見られる規定である。以下の公共機関運営法、金融委員会法の例を挙げることができる。

事例1：営利目的の業務兼職禁止－公共機関の運営に関する法律（略称：公共機関運営法）¹¹

第37条（役職員の兼職制限）①公企業・準政府機関の常任役員と職員は、その職務以外の営利を目的とする業務に従事できない。

② 公企業・準政府機関の常任役員がその任命権者又は提請〔建議の意：訳者注〕権者の許可を受けた場合及び公企業・準政府機関の職員が機関長の許可を受けた場合、非営利目的の業務を兼ねることができる。

③ 第1項の規定による営利を目的とする業務の範囲は、大統領令で定める。

事例2：営利目的、政治的中立、利害衝突防止目的－金融委員会の設置等に関する法律（略称：金融委員会法）¹²

第9条（兼職等の禁止）委員長、副委員長及び第4条第1項第5号の委員は在職中に次の各号の職を兼ねることおよび営利を目的とする事業をすることができない。

1. 国会議員又は地方議会議員
2. 国家公務員又は地方公務員
3. この法と他の法令により監督の対象となる団体の役職員
4. その他報酬を受ける職

[全文改正2012. 3.21.]

問題は、国家機関や公共機関ではなく、私法人である協同組合にこのような規定を設けることは過度な規制と考えられる点である。弁護士法¹³と比較してみると、兼職制限規定の趣旨が異なっていることが分かる。

事例3：私人の兼職制限例外－弁護士法

第38条（兼職制限）①弁護士は報酬を受ける公務員を兼ねることができない。ただし、国会議員や地方議会議員又は常時勤務を必要としない公務員となり、又は公共機関から委嘱された業務を遂行する場合は、この限りでない。

② 弁護士は所属地方弁護士会の許可なしに次の各号の行為をすることができない。ただし、法務法人・法務法人（有限）又は法務組合の構成員となり、又

11 公共機関の運営に関する法律（略称：公共機関運営法）〔施行2021. 1. 1.〕〔法律第17128号、2020. 3.31.、一部改正〕企画財政部（公共政策総括課）、044-215-5515、5529

12 金融委員会の設置等に関する法律（略称：金融委員会法）〔施行2021. 4.20.〕〔法律第18113号、2021. 4.20.、他法改正〕金融委員会（金融政策課）、02-2100-2832

13 〔施行2021. 1. 5.〕〔法律第17828号、2021. 1. 5.、一部改正〕法務部（法務課）、02-2110-3178、3180

は所属弁護士となる場合は、この限りでない。

1. 商業その他営利を目的とする業務を営営し、又はこれを営営する者の使用人となること
 2. 営利を目的とする法人の業務執行社員・取締役又は使用人となること
- ③ 弁護士が休業した場合には、第1項と第2項を適用しない。

[全文改正2008. 3.28.]

3. 第2次改正協同組合基本法¹⁴：2015年一部改正

1) 改正理由と主な内容

2015年に行われた第2次改正においては、(1) 協同組合支援のための中央行政機関間協力体系を強化するため、大統領令に根拠を置いている「協同組合政策審議委員会」を法律として規定し、(2) 協同組合及び協同組合連合会の事業の利用をより弾力的に運営することができるように、現行の組合員または会員以外の利用禁止規定を非組合員または非会員利用可能規定として、すなわち、原則禁止から原則許容に変更する一方で、(3) 組織変更についての経過措置を1年さらに延長することによって、類似の目的のために既に設立された事業者に組織変更の機会を追加的に付与するための改正が行われた。

2) 評価

2015年改正も、協同組合の特性を考慮して、政府支援や運営上の効率性を高めたとみ

ることができる。特に、定款による員外利用の原則的許容は、私的自治としての団体自治の核心である定款自治が協同組合の自律性原則に立脚して必ず必要であるという点で望ましい立法方向である。しかし、“会員の利用に支障のない範囲”という表現は、立法記述においては是正すべき不明確な概念であると思われる。

第46条（事業の利用）協同組合は、大統領令で定める事業を除いて、組合員の利用に支障のない範囲において、定款で定めるところにより組合員でない者にその事業を利用させることができる。[全文改正 2014.12.30.]

第81条（事業の利用）①連合会は、大統領令で定める事業を除いて、会員の利用に支障のない範囲において、定款で定めるところにより会員でない者にその事業を利用させることができる。<改正2014.12.30.>

② 会員である組合の組合員が事業を利用する場合には、これを会員が利用したものとみなす。第80条の2の規定による共済事業にあっては、この限りでない。<改正2014. 1.21.>

一方、これと関連して、既存の消費者生活協同組合法¹⁵は、員外利用を原則として禁じているが、消費者協同組合は、組合員が多いほど規模拡大を通じた交渉力を極大化させ、購入費用もさらに節減されるという側面か

14 [施行2015. 7. 1.] [法律第12866号、2014.12.30.、一部改正]

15 消費者生活協同組合法 [施行2021. 4.20.] [法律第18113号、2021. 4.20.、他法改正]

ら、また、非組合員と組合員の価格を差別化しつつ組合に容易に加入することができるようにすることで、組合員参加の誘因を提供するという側面から、さらに、第46条第1項但し書によって、非組合員取引の例外を認めていることから、合理的範囲内の規制であると評価することもできる。

消費者生活協同組合法

第46条（事業の利用）①組合は、組合員でない者に組合の事業を利用させてはならない。ただし、広報又は在庫物品の処理等事業の円滑な運営のために総理令で定める場合には、この限りでない。

② 組合員と同一世帯に属する者、他の組合又は他の組合の組合員が第45条の規定により他の事業を利用する場合には、その組合の組合員が利用したものとみなす。

③ 保健・医療組合は、第1項にもかかわらず、総供給高の100分の50の範囲において総理令¹⁶で定める者に対し、保健・医療サービスを提供することができる。〈改正 2016. 3. 29.〉

4. 第3次改正協同組合基本法¹⁷：2016年一部改正

1) 改正理由

2016年第3次改正に関しては、(1) 協同

組合及び社会的協同組合の設立等を促進するため、協同組合及び社会的協同組合の設立登記申請書の記載項目を縮小して、社会的協同組合の設立登記期限を延長し、(2)「民法」以外の法律に基づく非営利社団法人も社会的協同組合として転換できるよう組織変更対象を拡大し、(3) 出資金関連変更登記期限を現行会計年度終了後1ヶ月以内から会計年度終了後3ヶ月以内に変更する一方、(4) その他現行制度の運営上で現れた一部の不備点を改善・補完しようとしたところに、その改正理由を見出すことができる。

2) 主要内容

あ. 協同組合間の連帯・協力活動を活性化するため、協同組合連合会等が国や市・道の名称を、大統領令で定める要件を満たす場合には、企画財政部長官の認可を受けて使用できるようにすること（第3条第4項但し書新設）¹⁸。

い. 協同組合及び社会的協同組合の設立登記申請書に記載する内容のうち、理事長でない役員の住所を記載事項から除くこと（第61条第2項第4号但し書及び第106条第2項第4号但し書新設）。

う. 総会において出資減少の議決を行う場合には、貸借対照表の作成及び債権者の異議申立期間が必要となる点を考慮すれば、出資金関連の変更登記は実際には3

16 消費者生活協同組合法施行規則〔施行2019. 1. 1.〕〔総理令第1514号、2018.12.31.、他法改正〕第5条（組合員でない者の組合事業の利用）

17 〔施行2016. 3. 2.〕〔法律第14053号、2016. 3. 2.、一部改正〕

18 協同組合連合会または社会的協同組合連合会は、その名称に国または特別市・広域市・特別自治市・道または特別自治道（以下「市・道」と呼ぶ）の名称を用いて国や市・道の代表性があるものとして一般人の誤解や混同を起してはならない。ただし、出資金、会員など大統領令で定める要件を満たす場合には企画財政部長官の認可を受けて国や市・道の名称を使用することができる。〈新設2014. 1. 21.、2016. 3. 2.〉

ヶ月経てば可能となることから、変更登記を会計年度終了後3ヶ月以内に行うように調整すること（第64条第2項）。

え. 社会的協同組合への組織変更が可能な法人の範囲を、民法以外の法律によって設立された非営利社団法人にまで拡大し、非営利法人の構成員が200人を超える場合には、構成員の3分の2以上の同意によって組織変更が可能とすること（第105条の2第1項及び第2項）。

お. 社会的協同組合の設立登記期限を21日から60日に延長し、社会的協同組合が期限内に設立登記を行わない場合、設立認可の効力は自動的に失われず、企画財政部長官が設立認可を取り消すことができるようにすること（第106条第1項、第112条第1項第5号新設）。

か. 2012年12月1日以前に協同組合と類似の目的のために既に設立された事業者が協同組合等に組織変更ができるように、附則で経過措置を設けたが、組織変更が遅延するのにもなって事業者の組織変更の期限を2016年11月30日までさらに1年延長すること（附則第3条）。

3) 評価

2016年改正は、実際の協同組合設立や登記で発生する細部における不便な事項や現実を反映して規律を緩和したものとみなすことができる。

特に、登記期限60日と関連して、民法やそ

他の個別協同組合法に比べて、協同組合の特性を勘案して、相当に緩和されたものへと立法改善がなされたと考えられる。

民法上の法人の場合、登記期間は設立登記、変更登記、清算登記などすべての登記が3週間以内に行われなければならない（第52条）¹⁹、設立登記以外の登記事項は対抗要件に該当するために、それらの事項を登記しない場合は第三者に対抗することができない（第54条）²⁰。また、登記を怠った場合、500万ウォン以下の過料等罰則規定を設けており（第97条）、法人登記に関する限り規制が強い方であると評価することができる。

農協法を見ても、変更登記は原則として3週間以内に変更登記をしなければならないが、一部事項の変更登記は、会計年度末を基準として、その会計年度終了後1ヶ月以内に登記しなければならないとされているが（第93条）、協同組合基本法はこれより緩和されたものとなっている。

一方、山林組合法は、最近、2020年に改定がなされたが、原則として3週間以内に変更登記を行わなければならないが、一部事項の変更登記は、会計年度末を基準にその会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならないとされており（第78条）、これは協同組合基本法と類似している。

19 第52条（変更登記）第49条第2項の事項のうち変更があったときは、3週間以内に変更登記をしなければならない。

20 第54条（設立登記以外の登記の効力及び登記事項の公告）①設立登記以外の本節の登記事項は、その登記後でなければ第三者に対抗できない。②登記した事項は裁判所が遅滞なく公告しなければならない。

5. 第4次改正協同組合基本法²¹：2017年一部改正

1) 改正理由及び主な内容

2017年第4次改正については、協同組合組員の当然脱退事由から破産した場合を除くことにより、破産者の円滑な再起を助け、破産者に対する資格制限制度を合理的に改善しようとしたことが、その改正の理由である。

2) 評価

このような改正は妥当だと考える。例を挙げれば、個別協同組合法の中では、山林組合法と水産業協同組合法だけが会員組員の破産を当然脱退理由と規定している（水産業協同組合法第31条、山林組合法第91条）。

6. 第5次改正協同組合基本法²²：2020年一部改正

1) 改正理由

2020年第5次改正は、(1) 協同組合間の連帯・協力を強化して共同利益を図るために、協同組合および社会的協同組合と消費者生活協同組合および信用協同組合が相互会員として参加する異種間協同組合連合会を設立できるようにし、(2) 協同組合の内部資金拡充を支援するために優先出資制度を新設する一方で、認可民願〔訳者注：「民願」とは、行政機関に対して処分など特定の行為を要求することをいう〕の透明かつ迅速な処理と一線行政機関の積極行政を誘導するため、協同組合の申告受理等及び社会的協同組合の設立認可等についての看做し制度を導入し、(3)

実際に活動していない協同組合に対して、業務の是正等を命ずることができるようにして、協同組合運営の実効性を図るなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完するためのものである。

2) 主要内容

あ. この法律による協同組合又は社会的協同組合、生協、信協が共同利益を図るために設立した連合会を異種協同組合連合会といい、法人格は法人と非営利法人として二元化して選択できるようにすること（第2条第5号新設、第4条）。

い. 国民生活及び企業活動と密接に関連している申告民願の処理手続を法令において明確に規定することにより、関連民願の透明かつ迅速な処理と一線行政機関の積極行政を誘導するために受理が必要な協同組合及び協同組合連合会の設立申告、合併申告又は法人等の組織変更申告を受けた場合には、法令で定める期間以内に申告受理の有無を申告人に通知するようにし、その期間内に申告受理の有無あるいは処理期間の延長を通知しなかった場合には、その期間が終わった日の翌日に申告受理をしたものと見做すという制度を導入すること（第15条第2項・第3項、第56条第5項、第60条の2第7項・第8項、第71条第2項・第3項新設）。

う. 協同組合の内部資金拡充のため、剰余金配当において優先的地位を有する優先出資を発行することができるようにし、

21 [施行2017. 8. 9.] [法律第14845号、2017. 8. 9.、一部改正]

22 [施行2020. 3.31.] [法律第17158号、2020. 3.31.、一部改正]

優先出資総額限度、配当率等に関する事項を定めること（第22条の2新設）。

え. 実刑とは異なり、執行猶予はその期間が経過すると刑宣告の効力を失うだけでなく、一般的に実刑の期間よりはるかに長く、執行猶予期間に追加で欠格期間を与える場合、むしろ、実刑宣告を受けた場合よりも欠格期間がさらに長くなるおそれがあるため、実刑より社会的非難の可能性が低い執行猶予を宣告された場合には欠格期間を執行猶予期間に限定する一方、業務上威力等による姦淫・醜行の罪を犯した者を役員欠格事由に追加する（第36条第1項第5号、第36条第1項第6号の2新設）。

お. 国民生活及び企業活動と密接に関連している認可民願の透明かつ迅速な処理と一線行政機関の積極行政を誘導するため、協同組合の吸収合併認可、共済事業の認可または社会的協同組合設立認可などの申請を受けた場合、企画財政部長官は、60日等の期間以内に認可の可否を申請人に通知するものとし、その期間内に認可の可否や処理期間の延長を通知しなかった場合には、認可をしたものと見做す制度を導入する（第56条第8項・第9項、第80条の2第3項・第4項、第85条第4項・第5項、第86条第4項・第5項、第101条第8項・第9項、第105条の2第9項及び第10項新設）。

か. 市・道知事は、2年以上事業を行っていない協同組合等に対し、業務の是正等の措置を命ずることができるようし、企画財政部長官は1年以上事業を遂行し

ていない社会的協同組合等に対して業務の是正等の措置を命ずることができるようにする（第70条の2及び第111条第3項新設）。

き. 異種協同組合連合会を設立しようとする場合には、5つ以上の協同組合等が設立要件を備えて、企画財政部長官の認可を受けるものとする（第115条の2新設）。

く. 異種協同組合連合会の加入と脱退の自由を保障し、組合員数、連合会事業参加量など定款で定めるところにより会員の議決権及び選挙権を差等付与して、脱退・除名時、持分還付請求権を有するものとする（第115条の5新設）。

け. 異種協同組合連合会に置く総会及び代議員総会、理事会、役員構成及び欠格事由等、異種協同組合連合会の機関に関して必要な事項については、協同組合及び協同組合連合会に関する規定を準用することとする（第115条の6新設）。

こ. 異種協同組合連合会の設立目的の達成に必要な事業を自律的に定款で定めるものとするものの、金融および保険業は営むことができないものとし、企画財政部長官の認可を受けて会員の相互扶助のための共済事業ができるようになる（第115条の7新設）。

さ. 非営利法人の性格を有しない異種協同組合連合会は、当該会計年度末の出資金納入総額の3倍になるまで剰余金の100分の10以上を法定積立金として積み立てるようにし、積立金等を積み立てた後、利用実績及び納入出資額に対する配当を可能とする一方、異種協同組合連合会は

企画財政部または異種協同組合連合会のインターネットホームページに定款と規約または規定、事業決算報告書など経営に関する事項を公示するものとする（第115条の8新設）。

し。異種協同組合連合会は、合併契約書又は分割計画書を作成した後、総会の議決を受けて合併または分割ができるようにするなど、合併・分割に関する要件・手続きと異種協同組合連合会の解散及び清算手続を定める（第115条の9新設）。

3) 評価

協同組合基本法が消費者生活協同組合及び信用協同組合など既存の個別協同組合を含めてすべての協同組合の基本法を目指すという点で、異種協同組合連合会の法的根拠を設けて、その具体的な事項を規律したという点で、いったん肯定的に評価することができる。

7. 第6次改正協同組合基本法²³：2020年他法改正

1) 改正理由及び主な内容

2020年第6次改正は、法律用語整備のために、企画財政委員会所管の33法律の一部改正を行うための法律であるが、協同組合基本法の一部を次のように改正した。

第11条第3項前段中「樹立するに当たって」を「樹立するとき」とする。第21条第1項中「加入に当たっては、他の組合員より不利な条件」を「他の組合員より不利な加入条件」とする。第23条第3項のうち「限る」を

「限定する」とする。第34条第5項中「勘案して」を「考慮して」とする。第35条第2項但し書中「二次に限り」を「二回のみ」とする。第41条第2項中「事故があったとき」を「やむを得ない事由により職務を遂行することができないとき」とする。第111条第1項中「監督上」を「監督のために」とする。第112条第1項第5号中「期限内に」を「期限まで」とする。

2) 評価

法律とは国民が理解する上で難解であってはならないので、法律用語を分かりやすく直すことは必要かつ妥当であると考えられる。

8. 第7次改正協同組合基本法²⁴：2021年一部改正

1) 改正理由及び主な内容

2021年第7次改正に関しては、(1) 現行法上、協同組合及び連合会等の役員及び役員の職務を遂行すべき者に関する欠格事由のうち被限定後見人の部分を削除し、被限定後見人も協同組合及び連合会等の役員等となるようにする一方で、(2) 役員又は代議員の選挙運動時に戸別訪問又は特定の場所に集める行為等が制限される期間を定款で定めることとしていたのを、選挙日公告日から選挙日まで当該行為が禁止されるよう戸別訪問等の制限期間を法定化しようとしたことに、改正理由がある。

23 [施行2020.6.9.] [法律第17339号、2020.6.9.、他法改正]

24 [施行2021.1.5.] [法律第17818号、2021.1.5.、一部改正]

2) 評価

2011年改正、2013年施行の民法によると、被限定後見人は疾病、障がい、老齢その他の事由による精神的制約により事務を処理する能力を欠く者に対し、家庭裁判所が本人、配偶者、四親等以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、成年後見人、成年後見監督人、特定後見人、特定後見監督人、検事又は地方自治体の長の請求により限定後見開始の審判をした場合においては行為能力が制限される者をいう。

ところが、限定後見は成年後見と異なり、事務処理能力が持続的に欠如している場合ではなく、不足している場合をいう。したがって、被限定後見人は、原則として有効に法律行為を行うことができる。この点において、これまでの限定治産者の行為能力を大幅に制限していたのとは異なる。限定後見の場合には、家庭裁判所が例外的に被限定後見人の行為能力を制限することができるが、被限定後見人が限定後見人の同意を得なければならない行為の範囲を定めるものとする（民法第13条第1項）。よって、被限定後見人が過去の限定治産者と異なるという点で、このような改正は原則的に正しいと考える。

一方、選挙運動関連禁止期間を法定化したことは、定款だけに任せるよりは、その違反行為の重大性に照らして一見妥当だと思われるが、協同組合原則に照らして再考が必要であると考えられる。これと関連して、最近の信用協同組合法の憲法裁判所違憲決定がある²⁵。憲法裁判所の全員裁判部は、役員選挙運動

期間及び選挙運動に必要な事項を定款で定めることができるよう規定した信用協同組合法第27条の2第2項ないし4項について、選挙運動の期間及び方法を定款で規定してこれに違反すれば処罰することは、以下のように罪刑法定主義に違反すると判示している。

事実関係：2016年2月27日に実施された大田にある信用協同組合の理事長選挙に出馬して当選したA氏は、2016年1月21日午後1時30分頃、組合員3人が集まった信協建物2階ハーモニーカ講習場で理事長選挙への支持を訴えた。選挙運動を行ってはいけない期間に信用協同組合法に規定されていない方法で選挙運動をしたという理由で、2017年1月罰金30万ウォンの判決を受けた。これに対して控訴をしたA氏は、控訴審進行中に信用協同組合法27条の2第2項ないし4項に対して違憲提請を申請した〔訳者注：法律が憲法に違反しているかどうかは裁判の前提となるときには、当事者は当該事件を担当する裁判所に対して、憲法裁判所に違憲の当否を審判することを提請することを申請することができる〕が、棄却されると憲法訴願（2018헌바278）を提出した〔訳者注：憲法訴願とは、国家の公権力行使または不行使によって国民の基本権が侵害された場合に国民が憲法裁判所にその救済を直接請求して憲法裁判所は審判する制度〕。A氏は上告したが、2018年11月29日、大法院で罰金刑が確定した〔訳者注：大法院は、日本の最高裁判所に当たる。

25 信用協同組合法第27条の2第2項等違憲訴訟〔全員裁判部2018헌바278、2020. 6.25.、違憲

なお、この判決の後、2020年に憲法裁判所において下記の違憲判示がなされたことで、この判決の効力はなくなる（著者のご教示による）]。

判示：信用協同組合法27条の2第2項では、許容される選挙運動の方法について定めながら、3項では選挙運動の期間について、4項では選挙運動の具体的な方法等について、各定款に委任している。信用協同組合法27条の2第2項ないし4項は、具体的に許容される選挙運動の期間及び方法を、施行令や施行規則ではなく定款に任せており、定款で定めるだけで役員選挙運動の期間および方法に関する追加的な規制を設定できるように開いて置いてある。これは、犯罪と刑罰は立法府が制定した形式的意味の法律で定めなければならないという罪刑法定主義に違反したものであるため、憲法に違反する。

その後、[訳者注：上記の違憲判示を踏まえて]金融委員会は、選挙運動方法に関する詳細事項を定款ではなく総理令で定めるように信用協同組合法施行規則を改正し、公布した。

協同組合選挙関連規定に対して過度な国家介入が行われるのは私法人である協同組合、そしてその協同組合の自律と独立の原則に照らして望ましくないと考える。ドイツ、日本など主要国の協同組合法制においても、協同組合選挙関連事項（選挙方式、手続き等）は他

律規範である法令よりは自律規範である定款に従うなど、定款自治を守っている。また、選挙関連行為に対しても、一般刑法によっても背任罪、業務妨害罪、侮辱罪、名誉毀損罪等により十分規律できるため、協同組合法制において選挙関連刑罰規定は適切でないという見解²⁶に注目する必要がある。

Ⅲ. 協同組合基本法の成果と法的争点

1. 協同組合基本法と個別協同組合法の関係

2012年以前の韓国の協同組合法は、国家の産業政策的必要性と民間の要求により、その時々で個別協同組合を規定する法律を作ってきた。1957年農業協同組合法制定以後、協同組合立法が始まったが、自生的で自律的な発展を十分に果たせなかったうえに、協同組合としての法人格を要求する多くの公益活動関連団体を収容できる法律的根拠が不在であった。特別法上の各種協同組合法においても協同組合の運営に関して細かく規定されていたが、逆説的に協同組合の自律性を育てることができず、また協同組合に対する全般的な政策を遂行するための総括部署および協同組合の実態に対する把握がまともに行われず、協同組合を活性化することが難しい状況であった。そのため、これまでの立法上の不備状態を整備して、自主・自立・自治的な協同組合活動を促進することによって社会統合と国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的として、協同組合の設立・運営に関する基本的な原則を規定した基本法が2012年に制定された協同組合基本法である。このことは、意味

26 イ・ソンシン「協同組合基本法上の選挙関連規定に対する検討」『韓国協同組合研究』30（1）、韓国協同組合学会、2012、pp. 29-60.

(表2) 韓国協同組合関連法律

区分	産業	協同組合	根拠法	制定年度	所管部処
生産者協同組合	1次産業	農業協同組合	農業協同組合法	1957	農林畜産食品部
		水産業協同組合	水産業協同組合法	1962	海洋水産部
		葉煙草組合	葉煙草協同組合法	1963	農林畜産食品部
		山林組合	山林組合法	1980	山林庁
	2次産業	中小企業協同組合	中小企業協同組合法	1961	中小企業庁 (現中小ベンチャー企業庁)
	3次産業	信用協同組合	信用協同組合法	1972	金融監督委員会
		セマウル金庫	セマウル金庫法	1982	行政安全部
消費者協同組合		消費者生活協同組合	消費者生活協同組合法	1999	公正取引委員会
(一般) 協同組合、社会的協同組合	1、2、3次産業その他	(一般) 協同組合、社会的協同組合	協同組合基本法	2011	企画財政部

(出典) 筆者作成

が大きいと言えるであろう。

一方、協同組合法間の関係に関して、協同組合基本法第13条で規定を置いている。文言上では個別協同組合は基本法の適用を受けないが、協同組合全般の設立と運営のための立法として基本法が一般法であり、母法の性格を指向していると見ることができる。しかし同条第1項も置いてあり、個別協同組合法との関係においては、事実上補充的な性格に留まるという限界も見られる。

- 第13条 (他の法律との関係) ①他の法律により設立され、又は設立される協同組合に対しては、この法律を適用しない。
- ② 協同組合の設立及び育成に関連する他の法令を制定し、又は改正する場合には、この法律の目的と原則に合うようにしなければならない。
- ③ 大統領令で定める要件に該当する協同組合等及び協同組合連合会等の行為

については、「独占規制及び公正取引に関する法律」を適用しない。ただし、不公正取引行為など一定の取引分野において不当に競争を制限する場合は、この限りでない。〈改正 2020. 3.31.〉

- ④ 協同組合連合会等の共済事業に対しては、「保険業法」を適用しない。
〈新設2014. 1.21.、2020. 3.31.〉

今後、基本法制定当時議論された生産者協同組合、消費者協同組合、職員協同組合、多重利害関係者協同組合、社会的協同組合を超えて、エネルギー協同組合、学校協同組合、科学技術者協同組合、フランチャイズ協同組合など多様な種類の協同組合個別法が出てくると見られる。このような現象は、第4次産業革命やデジタル転換経済、共有経済などにより、先進国やヨーロッパなどで最近登場しているように、プラットフォーム企業の独占占に対抗するプラットフォーム協同組合にま

で及ぶと予測される。将来の協同組合に備えて、協同組合基本法は、基本法の地位をさらに強化し、一般法として機能することが望ましいと考えられる。

2. 営利・非営利論争

民法上の法人は非営利で、商法上の法人は営利法人である。これにより、組織、事業、規制、支援、会計や税制などで多くの違いを見せている。もちろん、その中間法人も存在する。

個別協同組合法では、協同組合は概ね非営利法人として規定されているのに対し、基本法では、協同組合を営利法人と見ており、その法的性格に関する論争が触発された。協同組合基本法では、協同組合等は法人とし、社会的協同組合等は非営利法人とすると規定している（第4条）。社会的協同組合は、既存の社会的企業と非営利団体、非営利法人が行っていた社会的目的事業を協同組合が遂行できる道を開いた。これと関連して、非営利法人性について、企画財政部の立法説明資料では、協同組合は営利法人であると見ている。

協同組合は組合員の福利を増進して、地域社会に貢献するための事業組織として経済・社会・文化のあらゆる分野で設立可能であり（第2条、第5条）、「協同組合」と「協同組合連合会」はそれぞれ法人とし、営利を目的としない「社会的協同組合」と「社会的協同組合連合会」は非営利法人とする（第2条、第4条）。

協同組合基本法について批判的に見てみると、この法律は、一般協同組合と社会的協同組合という多少異質な性格の協同組合を一つの法律に含んでいることから生まれる内部矛盾的な法体系を持っている。もちろん、南欧などの社会的協同組合の事例を韓国の法律に盛り込もうとする点で、立法当時には長所もあったであろう。しかし、全く異なる原理の協同組合を単に協同組合という名称が同じであるという理由でひとつの法律に置くことは、今後多くの問題を引き起こす可能性が高い。韓国のような状況では、協同組合の真髄である民主性と自律性が国家によって大きく損なわれる余地が大きくなることがありうる。ところが、協同組合基本法では、一般協

(表3) (一般) 協同組合と社会的協同組合

	協同組合	社会的協同組合
法人格	(営利) 法人	非営利法人
設立	市道知事申告	企画財政部（関係中央行政機関）認可
事業	業種及び分野制限なし *金融及び保険業除外	公益事業40%以上遂行 -地域社会再生、住民権益増進等 -脆弱階層社会サービス、働き口提供 -国家・自治体委託事業 -その他の公益増進事業
法定積立金	剰余金の10/100以上	剰余金の30/100以上
配当	配当可能	配当禁止
清算	定款により残余財産処理	非営利法人・国庫等帰属

(出典) 筆者作成

同組合に対して営利法人としての性格を付与し、設立申告主義による設立の自由保障など多くの恩恵を通じてできるだけ多くの協同組合が設立されるように助長している。例えば、商人、ひいては大企業が類似協同組合を作り、既存の8つの協同組合と競争する場合、既存協同組合の組合員は予期せぬ被害を受けるおそれが多い。実務において一般協同組合の営利法人としての性格規定は問題が多く、早急な法改正が必要な部分である²⁷。

比較法的に見ると、まずEUレベルの協同組合共通法に該当する欧州協同組合法原則(PECOL)では、第1.1条第2項で協同組合には、「営利を究極の目的として追求しない(without profit as the ultimate purpose)」という消極的要件(negative element)が明示されている。同様の立法例は、英国CCBSA第2(3)条にもある。協同組合は営利追求を目的としないという規定は、組合員に対する収益の分配と関連したものであり、収益の創出に関わるものではない。協同組合が専ら[訳者注：株式会社と同様の]資本評価を行う目的で組合員に対する収益分配を実施する構造であれば一定の規制を受けるが、そうで

ない場合には、原則として何の規制も受けない。協同組合は企業のような営利団体、そして協会、財団、慈善団体のような非営利団体とも区別されなければならない。企業と違って協同組合は相互扶助を目的としているために、資本評価において制限を受け、非営利団体と異なり協同組合は事業の経済的結果を組合員に分配することができる。つまり、「出資配当(dividends on the subscribed/invested capital)」ではなく、原則的に、そして主に「協同組合利用実績配当(cooperative refund)」によって分配している²⁸。米国のキャッパー=ポールステッド法[訳者注：Capper-Volstead Act]²⁹では、協同組合が独占規制法適用除外を受けるための要件の一つとして、「株式及び出資額に対する配当は年8%を超過することができない」と規定している(第1条第3項)。出資配当が多くなる場合、株式会社との区別が困難になるからである。

このような外国事例が、韓国における営利・非営利論争に役立つと考える。併せて協同組合の営利・非営利論争は、実際には協同組合に対する会計や税務基準が明確に設定されていないことに由来することから³⁰、協同

27 これと関連して、日本農協法では非営利法人規定を削除し、組合員に対する最大奉仕は残している[訳者注：2015年の農協法改正が念頭にあると思われる]が、その背景に関して、日本農協職員が組合員のために仕事を熱心に行うように促すことが理由であるという。一方で、[訳者注：韓国に関して]、[訳者注：行政機関と協同組合を媒介する]中間支援組織の役割や[訳者注：営利法人とされた]協同組合に対する補助金の役割も検討されなければならないであろう。

28 ソン・ジェイル「欧州協同組合法原則(PECOL)上の協同組合の定義と目的条項から見た協同組合のアイデンティティと役割」『韓国協同組合研究』38(3)、韓国協同組合学会、2020、pp.197-198。

29 現在、米連邦法典第15編第13章第521～522条に収録されている(United States Code - Title 15: Commerce and Trade - Chapter 13A: MONOPOLIES AND COMBINATIONS IN RESTRAINT OF TRADE § § 521 ~ 522)。キャッパー=ポールステッド法の正式名称は「農産物生産者団体の権利のための法(An Act to Authorize Association of Producers Of Agricultural Products)」である。第521条がキャッパー=ポールステッド法の第1条、第522条が同法の第2条に該当する。詳しくは、ソン・ジェイル「独占規制法第60条に関する研究-米国外例と韓国事例の比較を中心に-」『韓国協同組合研究』25(1)、韓国協同組合学会、2007、pp.211-247を参照。

30 これに関連して、協同組合に対する営利・非営利論争の背景として、基本法制定時にどのような税法を適用するかに関して、(一般)協同組合には普通の法人税法を適用したことをその原因の一つとして挙げられる。この論争は後述の協同組合の税務会計問題とも関連があると考えられ、協同組合に固有の会計基準が確立されて統一された税法が適用されてこそ、営利・非営利論争が整理されるのではないかという見解(iCOOP協同組合研究所シン・チャンソプ事務局長)もある。全面的に妥当であると考えられる。

組合に固有な会計や税法が共に整備される必要がある。

3. 組合員取引と非組合員取引

非組合員に関連する活動は、協同組合においてはそのアイデンティティの側面で組合員に係る活動が核心であるため、協同組合での様々な規律問題を引き起こす。これに関連して、世界的な協同組合学者ミュンクナー (Hans-H. Münkner) は「協同組合が非組合員と無制限に取引するならば、組合員の自助組織としての特性を失い、一般企業に変質するだろう」と憂慮している³¹。しかし、員外利用は多くの長所もある。まず、非組合員とも取引するということは、財貨、用役、働

き口の組合員寄与の不足分を補填することができる。協同組合の事業アイデアを拡張することもできる。また、組合員の増大に努めることもできる。あるいは、非組合員にも恩恵を与えることを期待することができる。したがって、一般的に非組合員活動は事前的に禁止することはできず、一定の要件の下でのみ制限される。すなわち、協同組合が相互性を実現する上で刺激になれなければならない、事業組織のアイデンティティを明確にするのに役立つなければならない³²。

実際、ヨーロッパにおいて、国ごとに員外利用制限事項は様々であるが、概ね下記のような前提に立っているようである（(表4)参照）。

(表4) EU国家別協同組合員外利用制限事項

区分	員外利用（第三者取引）制限
オーストリア	定款による。ただし、利害関係によるものであり、利益追求であってはならない。
ベルギー	許容
デンマーク	一般的に未許容
フィンランド	法律上未許容。ただし、定款で明示した場合は許容可能。
フランス	一部の協同組合は未許容。農協は全体売上高の20%以内。
ドイツ	許容
ギリシャ	法律が組合員に支援できない分野でのみ許容
アイルランド	許容
イタリア	厳しいルールはなし。信協は「原則的に」は未許容。農協は厳しく制限。
オランダ	許容
ポルトガル	未許容だが、実際には容認
スペイン	組合員活動の50%まで許容。それ以上は労働部の承認時に可能。
イギリス	農協は全体販売価格の3分の1以内。員外利用制限は英国法上定められているが強制力がなく、多くの消費者が会員ではない。
SCE (EU)	未許容（加盟国の規定がある場合はそれに従う）

(出典) EUROPA. “Summary Table of Member States’ Laws in Respect of Co-operatives.” in *Consultation on Cooperatives in Europe*, 2002; 韓国協同組合研究所『協同組合基本法制定に関する研究』国会事務処法制室研究用役報告書、2010、p.76より再引用。

31 Hans Münkner, CR Germany, p. 270.

32 ソン・ジェイル「欧州協同組合法原則 (PECOL) 上の協同組合の定義と目的条項から見た協同組合のアイデンティティと役割」『韓国協同組合研究』38 (3)、韓国協同組合学会、2020、pp.197-198.

さらに、欧州協同組合法原則（PECOL）では、第1.5条（非組合員協同組合取引）で規律している。まず、非組合員協同組合取引（Nonmember cooperative transactions）とは、協同組合と非組合員間の協同組合員に提供するものと同じの財貨、用役又は働き口の供給のための取引と定義した上で（第1項）、第1.4条（組合員の協同組合取引）に反しなければ、協同組合は、その定款で別に定めない限り、非組合員取引に参加できるとしている（第2項）。この際、非組合員取引に参加する協同組合は、非組合員に利用組合員（cooperator members）になる選択権を付与しなければならず、それに関する情報を提供しなければならない（第3項）。協同組合が非組合員取引を実行する場合、協同組合はそのような取引の別勘定を管理しなければならない。社会的協同組合に該当する一般利益協同組合（general interest cooperative）もこれと同様にすることができる（第4項）。非組合員取引による収益は非分割積立金（indivisible reserves）に入れる（第5項）³³。

一方、米国のキャッパー＝ボールステッド法では、協同組合が独占規制法の適用除外を受けるためには、「非会員生産物取扱額が会員の生産物取扱額より超過して運営することはできない」と簡潔に規定されている（第1条第4項）。

欧州協同組合法制（PECOL）は、非組合員活動は一定の制限と条件の下で許容される

とみて、非組合員取引に対して協同組合のアイデンティティ保護と実益を共に図ろうとする観点から、非組合員利用については、原則として協同組合のアイデンティティを損なわない線で立法者たちが肯定的に規律していると考える。また、米国の場合も、員外取引の限度を明確にしたものと見ることができる。

韓国の場合、協同組合基本法には「一部の事業を除いて、定款で定めるところにより非組合員も協同組合の事業を利用させることができる」と包括的に規定し（第46条）、法令又は定款で定めるところにより、非組合員取引を許容している。個別協同組合法を見てみると、まず農業協同組合法は協同組合基本法とは異なり、定款で特定事業に対してのみ制限することができるように規定する方式をとっている（第58条）。また、組合員と同一世帯に属する者、他の組合又は他の組合の組合員等が使用する場合には、その組合員が利用したものと見みなすという見做し条項を設けている。一方、消費者生活協同組合法は原則として非組合員の事業利用を禁止し、例外的に総理令で定める場合に限り、非組合員も事業利用を可能としている（第46条）。具体的には、消費者生活協同組合法施行規則（総理令）では、非組合員利用額を組合員利用額の10%以内のみに制限的に許容しているため、他の協同組合法や外国事例に比べて、非常に厳しい規制といえる。最後に信用協同組合法（第40条）は組合員の利用に支障のない範囲

33 Isabel Gemma Fajardo García, Antonio Fici, Hagen Henry, Deolinda A. Meira, David Hiez, Hans - H. Münkner, Ian Snaith, *Principles of European Cooperative Law : Principles, Commentaries and National Reports*, Intersentia, 2017 ; PECOL (Principles of European Cooperative Law) の解説については、ソン・ジェイル「欧州協同組合法原則（PECOL）上の協同組合の定義と目的条項から見た協同組合のアイデンティティと役割」『韓国協同組合研究』38（3）、韓国協同組合学会、2020、pp.197-198参照；原文はEURICSEホームページ以下のリンクから閲覧・ダウンロード可能。
<https://www.euricse.eu/wp-content/uploads/2015/04/PECOL-May-2015.pdf>

という多少不確定な概念を使用しており、原則として大統領令により非組合員の事業利用を認めている。

要するに、非組合員取引に関しては様々な立法態度が見られるが、過度に許容する場合は協同組合の発展を阻害するため、相当性と合理性の基準に従ってある程度柔軟にアプローチする必要がある³⁴。

4. 協同組合の共同事業、独占規制法の適用除外等

協同組合の共同行為は、一見独寡占企業の談合と似た側面がある。しかし、独寡占企業の談合は、市場競争を害し、中小企業の発展を防ぎ、消費者厚生を独占利潤に移転するので、望ましくないものとして独占規制法の対象となる不法行為であるのに対して、協同組合の協同は民主的意思決定と利用者企業であるという構造的な性格のために、市場における独寡占を抑制し、市場の競争を促進し、消費者厚生を図る肯定的な行為として、各国において、独占規制法の適用除外領域として保護されている。

韓国の独占規制法〔記者注：正式名称は、独占規制及び公正取引に関する法律。日本において「(韓国)独占禁止法」という略称が

用いられることもある。〕において、協同組合に対する適用除外条項を第60条に置いている〔記者注：2020年12月29日の改定により、この条項は第118条に移動している〕。これは、一見、米国の一連の反独占法制（Anti-trust law）を継受したものと思われるが、実際には、日本の独占禁止法の文言をそのまま借りてきており、協同組合が独占規制法の適用除外を受けるためには、一定の小規模性や議決権要件を満たさなければならないという問題がある³⁵。日本では、この問題について、個別の協同組合法で独占禁止法との関係条項を設けて小規模協同組合として議題されていたり（農協、漁協）、詳細な要件を設けて（中小企業協同組合）、個別の産業別協同組合の共同行為を保護したりしているのに対して、韓国の既存の個別協同組合法には独占規制法適用除外条項について言及さえされていない³⁶。2012年に制定された協同組合基本法も、協同組合の独占規制法適用除外問題を改善するどころか悪化させた³⁷。

これと関連して、協同組合基本法の問題を考えてみる³⁸。第一に、基本法施行令第5条は、独占規制法第60条と同じ4つの要件を掲げているものの、実際に適用除外の恩恵を受ける協同組合はほとんどなく、恩恵を受ける

34 これに関連して、非組合員取引比率についての議論では、PECOLのように非組合員取引により生じた利益を組合員に分配しないようにする方策（運営中であっても清算するときであってもすべて非分配すなわち非分割積立金とする方策）を検討した方が良いという見方もあり（iCOOP協同組合研究所シン・チャンソプ事務局長）、妥当であると考えられる。

35 これに関しては、ソン・ジェイル「独占規制法第60条に関する研究－米国の事例と韓国の事例の比較を中心に－」『韓国協同組合研究』25（1）、韓国協同組合学会、2007、pp.211-247。

36 むしろ、韓国農業協同組合法第134条の2では農協経済持株会社に対して独占規制法の適用を受けるという明示的な規定がある〔記者注：2016年12月27日同法一部改定によって、この条文は第161条の2に移動している〕。

37 問題があるという一般的な主張は、筆者とキム・ドゥニョン教授（中央大学）が参加した2012年研究報告書（「協同組合基本法の問題点と改善策」）で初めて提起され、具体的根拠を挙げて悪化したという主張は、制度改善フォーラムにおいて、法務法人地平のミョン・ハンソク弁護士によって初めて提起された。

38 これに関しては、ソン・ジェイル「中小企業協同組合共同事業に対する独占規制法適用排除：中小企業共同事業活性化のための法改正案導出」『韓国協同組合研究』37（3）、韓国協同組合学会、2019、pp.45-66参照。

としてもそれは事業者連合など財閥であってこそ享受できる行為³⁹として規定されているというのが問題である。

第二に、さらに深刻な問題は、基本法第13条第3項の但し書き条項にある。独占規制法第60条但し書では、「ただし、不公正取引行為又は不当に競争を制限し、価格を引き上げることになる場合にはこの限りでない。」と規定されているのに対し、協同組合基本法第13条第3項では「ただし、不公正取引行為など一定の取引分野で不当に競争を制限する場合は、この限りでない。」とされており、違いがある。独占規制法第19条第1項（不当な共同行為〔記者注：の禁止〕）〔記者注：2020年12月29日の改定により、第40条第1項に移動している〕にも「不当に競争を制限する」という表現があるが、「不当性」とはすなわち「競争制限性」であるという判例⁴⁰もあり、〔記者注：独占規制法においては、価格引き上げの場合のみが規制の対象になるのに対して、基本法においては、価格引き上げの有無に関係なく、「競争制限」の規定のみが規制対象として掲げられていることによって〕解釈上不利になりかねず、適用除外の例外範囲もさらに広げているという点である。すなわち、協同組合の共同行為において価格の引下げがなされるまでは独占規制法の適用

を受けるようになっており、独占規制法によって共同行為が事実上できなくなる場合がさらに広がっているのである。そもそも、この条項を置く時は、深刻な悩みはなかったであろう。公正取引当局の考えは、協同組合の市場競争促進機能に対する理解にもとづくものというよりは、むしろ相互扶助目的の小規模協同組合は市場支配力もないであろうから、施惠的に見てもよいという考えから始まったものである。しかし、外国の事例のような規模拡大が進んだ大型協同組合の発達を阻害している。

根本的な協同組合基本法の改善を考えると、規模が一定程度になる協同組合に対しても、協同組合の企業としての拡大成長や規模拡大のために、独占規制法第60条の適用を除外する条項を規定する方案を考慮することが妥当であると考えられる。

一方、協同組合の目的は組合員間の相互性と組合員に対する収益分配にあり⁴¹、共同行為を通じた共同事業は核心である。共同事業の中で協同組合の共済事業に対する規律も、まちまちの差異を見せている。協同組合基本法は一般協同組合に対しては禁止しており、専ら社会的協同組合に対してのみ小額貸出と相互扶助などの事業を行うことができるよう規定している（第94条）。その後、2014年改

39 〔記者注〕基本法第13条3項には、「大統領令で定める要件に該当する協同組合および協同組合連合会等の行為に対しては「独占規制及び公正取引に関する法律」を適用しない」と定められている。基本法施行令第5条には、その「大統領令で定める要件に該当する協同組合および協同組合連合会等」が満たすべき4要件が示されている。その4要件とは、1. 小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とすること、2. 任意に設立され、組合員または会員が任意に加入または脱退できること、3. 各組合員または会員が平等な議決権を有すること、4. 組合員または会員に利益を配分する場合には、その限度が定款に定められていること、である。実際には、このうち第1号の規定に関して、どの程度に「小規模」であれば適用除外とされるのが不明であり、裁判所においてはきわめて厳格に法を解釈していることから、この法の恩恵を受けた事例は存在していない（筆者のご教示による）。

40 大法院2013.11.28.、宣告、2012年17773、判決

41 協同組合の目的について、イタリア法では「相互扶助の目的（mutual purpose）」という意味を使用し、同様の趣旨でドイツ法では「組合員の地位向上（member promotion）」としている。

定で協同組合連合会に限り共済事業が認められ、2020年改定では異種協同組合連合会に対して共済事業を許容した。個別協同組合法の中では、中小企業協同組合法で第35条の2に共済規定を設けているが、ただし中小ベンチャー企業部長官の認可が必要である。

比較法的に見てみると、欧州協同組合法原則（PECOL）においても協同組合の目的は組合員の利益を究極的に追求することを目的とし（ultimate purpose）、このような目的を実現するために特定の事業を開発できるように条文が構成されている。協同組合は、投資収益の極大化ではなく、財貨と用役または労働を「最善の条件で（best possible conditions）」供給したり、獲得したりしようとする組合員の必要と欲求のために事業を行う⁴²。共済事業は、そのような共同事業のうち代表的なものであり、協同組合基本法施行令第11条（協同組合等の組合員又は会員でない者の事業利用）により、非組合員は利用できない核心事業である。したがって、韓国の法制でも、共済事業が協同組合の相互性を増進する限り、許容を増やす方向の立法改善が必要だと考える。

5. 協同組合の資本問題、税務会計と積立金など

組合員の事業利用のための協同組合の組織構造と事業戦略、さらには資本の問題、会計と税務に対する制度整備が必要である。

まず、株式会社に比べて脆弱な資本問題を解決できるような協同組合金融または基金が

必要である。協同組合は民主性と相互性を追求するが、民主的組織構造が持つ意思決定費用（influence cost）が営利株式会社に比べて多く発生し、株式市場のような企業評価が容易にできる構造がないために、資本調達に困難が内在している。これは、協同組合の短所というより選択の問題である⁴³。したがって、多くの先進国では協同組合部門の支援と育成のために協同組合金融を通じた協業的資本調達法制を用意したり、協同組合基金を政府が主導的に用意したりしている。信協など協同組合銀行が他の協同組合を支援することは現行法上容易ではなく、協同組合基金方式を韓国では試みた（例：2019年設立の財団法人韓国社会価値連帯基金）。

既存の個別協同組合の場合にも、新規事業のための資本調達や意思決定の困難がある。金融機能を有していない個別協同組合（例、中小企業協同組合、生協）において、法制不備による法律リスクが相当にある。例えば、最近の生協の場合、組合員直接資金〔訳者注：組合員からの直接的な資金調達〕は法的な安定性が脆弱であり類似受信〔訳者注：銀行法などによる許認可を得ずに、あるいは登録・申告などをせずに、不特定多数者から資金を調達することを指す〕という法律リスクをもたらすため、それに対応するのに優先出資株制度、投資組合員制度等を導入する必要がある。剰余金配当に優先的地位を有するが選挙権・議決権のない優先出資（優先株概念）制度を導入して協同組合の自己資本調達の難し

42 ソン・ジェイル「欧州協同組合法原則（PECOL）上の協同組合の定義と目的条項から見た協同組合のアイデンティティと役割」『韓国協同組合研究』38（3）、韓国協同組合学会、2020、pp.197-198参照。

43 すなわち、1人独裁国家と民主共和国、あるいは、1株1票と1人1票方式を比較してみれば簡単に分かる。

さを解消し、新規事業を容易にすることを通じて成長を図ることができる。この場合、優先出資は自己資本または納入出資金の30%以内に制限して、経営の透明性を確保し、財務状態が良好な協同組合のみを優先出資できるよう立法することが必要である。優先出資は2020年改定で基本法に導入されたが、実行のためには、具体的な基準作りが必要な状況である。

これと関連して、協同組合の財務構造を強固にするために多様な金融手段を活用する必要がある。欧州協同組合法制（PECOL）にもこのような点が規定されている。

第3.1条（協同組合財務構造の一般的原則）

（1）協同組合は、究極的な目的として営利（profits as the ultimate purpose）を追求しない経済活動を行う私法人（private legal persons）として、普遍的に承認される協同組合の価値と原則（cooperative values and principles）に関する目標の達成を目的とする特定の（specific）財務構造を有する。

（2）協同組合は、事業組織（business organisations）であり、協同組合の性格に合致するという前提の下で、持分（shares）、積立金（reserves）、貸出およびその他の金融手段（financial instruments）を活用して資本を造成することができる。

欧州協同組合法（PECOL）では、組合員を利用組合員（cooperator members）と非利用組合員（non-cooperator members）の2つのカテゴリーに分けて構成している。利用組合員は、協同組合企業の消費者、供給者又は労働者として協同組合取引に参加する自然人又は法人をいう。非利用組合員は、協同組合取引には参加しないが協同組合目的の追求には関心がある投資家、資源奉仕者、公的機構のような自然人又は法人をいう。利用組合員が原則的な組合員であり、非利用組合員は協同組合定款で別に定める場合に限り、例外的に組合員資格が認められる。このように、欧州協同組合法においては投資組合員に関する規定があり、協同組合にむけて商品を生産したり、またはサービスを利用したりすることが予想されない者を投資（非利用）組合員として定款によって承認することができ、投資組合員の議決権総数は25%を超えないという規定がある。

2006年改定のドイツ協同組合法においても、協同組合目的規定の変更、小規模協同組合の設立容易化、資本調達とその維持の容易化等のために改定がなされた。資本調達の容易化のために投資組合員制度を導入し、協同組合の利用又は労働の提供を行わない者を各組合の定款によって投資組合員として認めている⁴⁴。また、EU内の複数の国にわたって活動する協同組合に関する法律である欧州協同組合法が2003年に制定され、2006年から同法に基づいて組合設立が可能となったこと

44 欧州投資組合員に関しては、ソン・ジェイル「欧州協同組合法原則（PECOL）上の協同組合の定義と目的条項から見た協同組合のアイデンティティと役割」『韓国協同組合研究』38（3）、韓国協同組合学会、2020、pp.197-198を参照；組合員資格法制に関してはソン・ジェイル「地域社会連帯の観点からみた農協の組合員資格法制の改善－ヨーロッパ及び日本の法制を中心に－」『韓国協同組合研究』30（3）、韓国協同組合学会、2012、pp.83-120を参照。

で、これに対して競争力を確保することがドイツ協同組合法改定の主な理由であった。ドイツの投資組合員制度の導入は、欧州協同組合法を意識したものである⁴⁵。

株式会社と比較して、協同組合に対する差別的規制が存在する。協同組合の特性を考慮した別途の基準（例：会計基準、評価基準、社会的価値評価など）が必要である。韓国の協同組合に対しては、オーダーメイド型の別途立法や基準がないため、準用事例が多い。例えば、事業者協同組合に対しては、商法上会社に適用する商法条項を準用したり、協同組合の共済事業については保険法を準用したりしている。これに関しては、先進国の事例を参考にして是正していかなければならない。さらに協同組合別に異なる差別的規制が存在する。同じ事業をする協同組合でも、主務部処及び根拠法により異なる規制が行われている。協同組合関連ガバナンスが、今こそ議論されなければならず、協同組合庁や企画財政部の総括調整機能を模索する時であると考ええる。

協同組合が協同組合設立趣旨に合わせて運営する場合、税制優遇を付与する必要がある。韓国の法人税制度は、IMF〔訳者注：1997年IMF危機〕以来、規制緩和だけに焦点を当てており、すでに合理的な水準を超えていると考える。例えば、韓国では、不動産開発及び賃貸を主な目的とする法人に対しても、同一の税率を与えるが、これは先進国の事例と相反する。少なくとも、これらの不動産法人に対しては、製造業法人より高率にし

てこそ適正な資源配分と富の再分配にも役立つだろう。これと関連して協同組合税制を別途整備する必要がある。協同組合に対しては、市場競争の促進を通じた独寡占防止、消費者厚生増進、原価経営による組合員特典、地域社会貢献などの順機能を考慮して評価を行う必要があるからである。先進国では、こうした協同組合の順機能を計量的に評価して、それにふさわしい税制支援を行っており、国家経済全体の包容と共生にも多くの役に立っている。

IV. 結び

2012年に制定された協同組合基本法は、韓国の協同組合の姿をさまざまに変えてきており、科学史におけるパラダイムの転換に比肩できる。この間、数回の改定により、その規範的な効力や現実に適用される姿も次第に改善されてきたと考える。

しかし、まだ韓国の協同組合法制の下ではいくつかの関連問題があり、整理及び改善が必要である。例えば、基本法協同組合と個別法協同組合を統一的に認識できていない問題や、法人の性格に関して営利と非営利が混線しているという問題が存在している。組合員取引と非組合員取引（員外取引）に対する認識の限界、協同組合の独占規制法適用除外、協同組合会計の独自性や積立金の特性をさらに考慮して再構成しなければならないなどの問題が挙げられる。法制度の改善をするうえで、どのような観点から見るべきなのかが重要である。海外の事例も調べなければならな

45 ドイツ協同組合法制における定款自治の内容は、齊藤由理子「多様な組合員の意思決定への参加－独仏の協同組合の事例から」『農林金融』60（5）、2007、pp.223-224を参照。

いが、社会経済システムが国によって異なるという点で、韓国の類似事例も見つけ出して、実務上円滑に作動できる韓国独自の協同組合法制度が必要であるのは当然であろう。また、社会的経済において主要な役割を果たす未来社会の協同組合を展望し、持続可能性を担保することも必要である。

参考文献

1. 김두년 (Kim Doo-nwon) 2012 「협동조합기본법 제정의 의미와 과제 (協同組合基本法制定の意味と課題)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第30卷第2号、韓國協同組合学会、pp.1-21.
2. 박광동·김형미·Hirota Yusuyuki·강봉준·신창섭·홍고우니·홍성민 (Park Kwang-dong, Kim Hyung-mi, Hirota Yusuyuki, Kang Bong-jun, Shin Chang-seop, Hong Go-uni, Hong Seung-min) (パク・グアンドン、キム・ヒョンミ、Hirota Yusuyuki、カン・ボンジュン、シン・チャンソプ、ホン・ゴウニ、ホン・ソンミン) 2019 『주요국의 협동조합 관련 법체계 연구 (主要国の協同組合関連法体系研究)』、韓國法制研究院.
3. 송재일 (Song Jae-il) 2012 「지역사회 연대의 관점에서 본 농협의 조합원 자격 법제의 개선 - 유럽 및 일본의 법제를 중심으로 - (地域社会連帯の観点から見た農協の組合員資格法制の改善 - 欧州及び日本の法制を中心に -)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第30卷第3号、韓國協同組合学会、pp.83-120.
4. 송재일 (Song Jae-il) 2017 「협동조합금융의 규제완화 필요성에 대한 법적 연구 - 특히 신탁에 대한 규제 개선을 강조하며 - (協同組合金融の規制緩和の必要性に関する法的研究 - 特に信託に対する規制改善を強調して -)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第35卷第2号、韓國協同組合学会、pp.127-155.
5. 송재일 (Song Jae-il) 2013 「협동조합의 자율성과 사적자치 (私的自治) 로서 정관자치 (定款自治) 에 관한 법적 연구 (協同組合の自律性と私的自治としての定款自治に関する法的研究)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第31卷第2号、韓國協同組合学会、pp.141-178.
6. 송재일 (Song Jae-il) 2007 「독점규제법 제60조에 관한 연구 - 미국사례와 한국사례의 비교를 중심으로 - (独占規制法第60条に関する研究 - 米国事例と韓国事例の比較を中心に -)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第25卷第1号、韓國協同組合学会、pp.211-247.
7. 송재일 (Song Jae-il) 2020 「유럽협동조합법원칙 (PECOL) 상 협동조합의 정의와 목적 조항으로 살펴본 협동조합의 정체성과 역할 (欧州協同組合法原則 (PECOL) 上の協同組合の定義と目的条項から見た協同組合合意のアイデンティティと役割)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第38卷第3号、韓國協同組合学会、pp.177-205.
8. 송재일 (Song Jae-il) 2019 「중소기업협동조합 공동사업에 대한 독점규제법 적용배제: 중소기업 공동사업 활성화를 위한 법 개정방안 도출 (中小企業協同組合共同事業に対する独占規制法適用除外: 中小企業共同事業活性化のための法改正案の導出)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第37卷第3号、韓國協同組合学会、pp.45-66.
9. 이선신 (Lee Sun-shin) 2012 「협동조합기본법상의 선거관련규정에 대한 검토 (協同組合基本法上の選挙関連規定に対する検討)」 『한국협동조합연구 (韓國協同組合研究)』 第30卷第1号、韓國協同組合学会、pp.29-60.
10. (재) 아이쿱협동조합연구소 ((財) iCOOP協同組合研究所) 2016 『아이쿱사람들 (아이쿱iCOOPの人々)、알마 (アルマ)』.
11. 한국협동조합연구소 (韓國協同組合研究所) 2010 『협동조합기본법 제정에 대한 연구 (協同組合基本法制定に関する研究)』、国会報告書.
12. 齊藤由理子 2007 「多様な組合員の意思決定への参加 - 独仏の協同組合の事例から」 『農林金融』 第60卷第5号、pp.223-224.
13. Isabel Gemma Fajardo García, Antonio Fici, Hagen Henry, Deolinda A. Meira, David Hiez, Hans-H. Münkner, Ian Snaith, 2017, *Principles of European Cooperative Law : Principles, Commentaries and National Reports*, Intersentia.